○内閣府告示第百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　上天草市

二　地域再生計画の名称　安心・安全な活力ある港・漁港づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　上天草市の区域の一部（上天草港江樋戸港区及び鷺浦漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生のために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎市

二　地域再生計画の名称　「農商工を主軸とした人材育成・雇用創出プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県及びむつ市並びに青森県下北郡風間浦村

二　地域再生計画の名称　下北地域の安全・安心な港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　むつ市並びに青森県下北郡東通村及び風間浦村の区域の一部（大湊港、尻屋岬港、蛇浦漁港及び浜奥内漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡板柳町

二　地域再生計画の名称　「りんごの里」清らかで暮らしやすい地域環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県北津軽郡板柳町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第四十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　奥州市

二　地域再生計画の名称　奥州市「活力に満ちた風格のある都市づくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奥州市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　秋田市

二　地域再生計画の名称　秋田水環境創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　秋田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　由利本荘市

二　地域再生計画の名称　由利本荘市「守り続けたい・住み続けたい故郷」癒しの水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　由利本荘市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第六十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　鉾田市

二　地域再生計画の名称　鉾田市「安心して楽しめる」水環境再生計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　鉾田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　地域再生のために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生計画の目標を達成するための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第六十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び日光市

二　地域再生計画の名称　自然と歴史と産業が響きあう郷づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日光市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五①）

○内閣府告示第百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦